

# 添付書類一覧表

		被扶養者として申請する人の状況														
		被扶養者の申請の際、すべての人が提出しなければならない書類			扶養申請前(1年以内)まで就労していた人			収入のある人			別居している人	被保険者との関係を証明する必要がある人				
													雇用保険加入者(注)			雇用保険未加入の人
					失業給付を受給しない人	失業給付受給権者	失業給付受給済	パート・アルバイト等	自営業者等	年金、恩給を受給している人 またはこれから受給する人						
提出書類		健康保険被扶養者(異動)届	被扶養者現況書	所得証明書または非課税証明書	学生証の写または在学証明書	資格喪失確認通知書(原本)	離職票Ⅰ・Ⅱ(原本)	雇用保険受給資格者証の写	雇用保険未加入証明書または退職前の給与明細書の写(直近3ヶ月分)	廃業届の写	雇用内容証明書(または健康保険様式)	確定申告書の写	最新の年金改定通知書または年金証書の写	送金を証明する書類(金融機関控の写または通帳の写)(直近6ヶ月分)	世帯全員の住民票	
被扶養者として申請する人	配偶者		◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	
	子・孫・弟妹姉妹	義務教育終了前	◎	△											△	△
		義務教育終了後	◎	◎	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
	父母・祖父母	被保険者	◎	◎	◎		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
		配偶者側	◎	◎	◎		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
その他		◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	対象外	△	

(注) 離職票は原本を提出してください。延長申請の場合は提出後に離職票を一時返還します。受給資格者証は表裏の写しを提出してください。

◎・・・必須

○・・・該当者

△・・・状況に応じて必要な書類

※この表は基本的なものを一覧にしたものです。被扶養者の状況は、個別に異なりますので、上記のほかにも証明書類などを提出していただく

※平成28年10月1日より、兄弟の認定条件について、「同居」の条件がなくなりました。